

四日市市告示第461号

地方自治法施行令（昭和22年政令代16号）第158条第1項の規定により、利用料の徴収等の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 12月 1日

四日市市長 田中俊行

1 徴収等の事務を委託する使用料

四日市市病児保育室設置条例（平成12年四日市市条例第53号）に規定する病児保育室の利用料

2 徴収等の事務を行うもの

名称 医療法人 里仁会

所在地 四日市市中部8番15号

3 委託期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(こども未来部こども未来課)